

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日(当)に  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

### ◇規

#### 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則(児童家庭課)

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(農地経済課)

国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則の一部を改正する規則(耕地課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入寮した者に係る使用料の改正(

別表関係)

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当

することとなる対象収入額の範囲並びにこれらの階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	対 象 収 入 額		金 額 (一 人 月 額)	
	現 行	改 正 後	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合
十七階層	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、六九六、〇〇〇円以下	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、七一五、二〇〇円以下	一四四、九〇〇円 一四五、七〇〇円	一四三、九〇〇円 一四四、七〇〇円
十八階層	三、六九六、〇〇一円以上	三、七一五、二〇一円以上	一四五、五九〇円 一四六、三九〇円	一四四、五九〇円 一四五、三九〇円

2 平成三年七月一日前に入寮した者に係る使用料の改正 (附則別表関係)

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、七一五、二〇一円以上(現行三、六九六、〇〇一円以上)とするとともに、C十階層及びD階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階層	金 額 (一 人 月 額)	
	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合
C十階層	現 行 一四四、九〇〇円 改 正 後 一四五、七〇〇円	現 行 一四三、九〇〇円 改 正 後 一四四、七〇〇円
D階層	一四五、五九〇円	一四四、五九〇円 一四五、三九〇円

二 鳥取県立福原荘管理規則の一部改正

1 平成三年七月一日以後に入所した者に係る使用料の改正 (別表関係)

対象収入額による区分のうち十七階層及び十八階層に該当することとなる対象収入額の範囲並びにこれらの階層に該当する者に係る使用料

の額を次のとおり改めることとした。

階 層	対 象 収 入 額		金 額 (一 人 月 額)	
	現 行	改 正 後	大居室を使用する場合	小居室を使用する場合
十七階層	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、六九六、〇〇〇円以下	三、〇〇〇、〇〇一円以上 三、七一五、二〇〇円以下	現 行 改 正 後	現 行 改 正 後
十八階層	三、六九六、〇〇一円以上	三、七一五、二〇一円以上	一四五、二九〇円 一四六、〇九〇円	一四四、二九〇円 一四四、七〇〇円

2 平成三年七月一日前に入所した者に係る使用料の改正(附則別表関係)

経済的事情による区分のうちD階層に該当することとなる対象収入額の範囲を三、七一五、二〇一円以上(現行三、六九六、〇〇一円以上)とするとともに、C十階層及びD階層に該当する者に係る使用料の額を次のとおり改めることとした。

階 層	大居室を使用する場合		小居室を使用する場合		金 額 (一 人 月 額)
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後	
C十階層	一四四、九〇〇円	一四五、七〇〇円	一四三、九〇〇円	一四四、七〇〇円	
D階層	一四五、二九〇円	一四六、〇九〇円	一四四、二九〇円	一四五、〇九〇円	

三 この規則は、平成四年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

一 県立境港通動寮の使用料の額を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)

1 入所者の収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額が一八、四二〇円(現行一七、九二〇円)を超える場合  
一人月額 一八、四二〇円(現行一七、九二〇円)

2 入所者の収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額が一八、四二〇円(現行一七、九二〇円)以下の場合  
一人月額 収入月額から必要経費及び四、〇〇〇円を控除した額

二 この規則は、平成四年十月一日から施行することとした。

◇鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

一 生産方式改善資金の拡充等(別表第一関係)

1 生産環境改善資金に保温施設内の多湿等による農業者の健康障害を防止するために必要な施設等の設置等に要する資金(保温施設内健康障害防止技術導入資金)を追加することとした。

2 生産組織育成資金の農作業受託生産技術導入資金に農業者の組織する団体の構成員以外の者から委託を受けて農作業を行うのに必要な資金を追加することとした。

3 水田農業高度化資金の名称を水田農業生産性向上等資金に改め、その種類、標準事業費、償還期間及び据置期間を改め

ることとした。

4 生産方式改善資金に化学的に合成された農薬等を原則として使用しない農業を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するのに必要な施設等の設置等に要する資金(有機農業導入資金)を追加することとした。

5 畑作技術合理化資金のうち施設等の設置等に要する資金に係る標準事業費を、作付面積十アールにつき十七万二千元(現行十四万四千元)に改めることとした。

6 稲作省力生産安定資金を廃止することとした。

7 野菜生産高度化資金の野菜生産技術改善資金のうち野菜のは種又は植付けから収穫までの一連の作業の省力化に必要な施設等の設置等に要する資金に係る標準事業費を、作付面積十アールにつき六十六万円(現行五十万六千元)に改めることとした。

8 畜産振興資金に乳牛の購入又は育成に必要な資金を追加するとともに、肉用牛の飼養規模の拡大等を図るために必要な施設等の設置等に、要する資金の標準事業費を次のとおり改めることとした。

区 分	現 行	改 正 後
繁殖牛に係るもの	一頭につき二十九万九千四百円	一頭につき十五万千円

肥育牛に係るもの	一頭につき二十七万二千三百円	一頭につき二十四万三千四百円
は育育成牛に係るもの	一頭につき二十万七千円	一頭につき十八万八千円

9 地域農業技術導入資金に新規作物の導入に当たり能率的な農業技術と併せて導入される農作物の合理的な加工方式の導入に必要な資金を追加することとした。

二 経営規模拡大資金の拡充（別表第二関係）

1 農用地の賃借権の存続期間の一部の期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金を追加することとした。

2 農用地の賃借権の取得による農業経営の規模の拡大に伴い新たに必要となる農作業を行うのに必要な資金を追加することとした。

三 農家生活改善資金の拡充等（別表第三関係）

1 農業者が共同花壇等を設置するのに必要な資金（農家環境共同美化施設資金）を追加することとした。

2 共同排水施設資金の貸付限度額を五百万円（現行三百万円）に、多目的生活共同施設資金の貸付限度額を九百万円（現行四百万円）にそれぞれ引き上げることとした。

3 共同給水施設資金及び共同生活廃棄物処理施設資金を廃止することとした。

四 農業後継者育成資金の再編等（第一条、第二条、第四条、第十四条、別表第四関係）

1 名称を青年農業者等育成確保資金に改め、農村外からの新規就農者等を新たに貸付対象とすることとした。

2 研修教育資金に研修期間一年未満の短期研修を受けるのに必要な資金を追加することとした。

3 部門経営開始資金の拡充を図り、名称を経営開始資金に改めることとした。

五 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

六 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則の一部を改正する規則

一 国営中海土地改良事業（干拓）における米子市彦名新田に係る干拓地の土地取得者から県が徴収する負担金の額の算定の基礎となる土地の種類ごとの単価を次のとおり定めることとした。

土地の種類		単価（一〇アール当たり）
畑	共同施設用地	一、七〇〇、〇〇〇円
	暫定水源施設用地	一、七〇〇、〇〇〇円
雑種地	共同施設用地	一、七〇〇、〇〇〇円
	暫定水源施設用地	一、八一五、〇〇〇円

二 境港市中海干拓地についての規定を削除することとした。  
 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十二号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一四四、九〇〇円」を「一四五、七〇〇円」に、「一四三、九〇〇円」を「一四四、七〇〇円」に改め、同表D階層の項中「三、六九六、〇〇一元」を「三、七二五、二〇一元」に、「一四五、五九〇円」を「一四六、三九〇円」に、「一四四、五九〇円」を

「一四五、三九〇円」に改める。

別表十七階層の項中「三、六九六、〇〇〇円」を「三、七二五、二〇〇円」に、「一四四、九〇〇円」を「一四五、七〇〇円」に、「一四三、九〇〇円」を「一四四、七〇〇円」に改め、同表十八階層の項中「三、六九六、〇〇一元」を「三、七二五、二〇一元」に、「一四五、五九〇円」を「一四六、三九〇円」に、「一四四、五九〇円」を「一四五、三九〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一四四、九〇〇円」を「一四五、七〇〇円」に、「一四三、九〇〇円」を「一四四、七〇〇円」に改め、同表D階層の項中「三、六九六、〇〇一元」を「三、七二五、二〇一元」に、「一四五、二九〇円」を「一四六、〇九〇円」に、「一四四、二九〇円」を「一四五、〇九〇円」に改める。

別表十七階層の項中「三、六九六、〇〇〇円」を「三、七二五、二〇〇円」に、「一四四、九〇〇円」を「一四五、七〇〇円」に、「一四三、九〇〇円」を「一四四、七〇〇円」に改め、同表十八階層の項中「三、六九六、〇〇一元」を「三、七二五、二〇一元」に、「一四五、二九〇円」を「一四六、〇九〇円」に、「一四四、二九〇円」を「一四五、〇九〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成四年十月一日から施行する。

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通動寮管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「一七、九二〇円」を「一八、四二〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成四年十月一日から施行する。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業後継者たる農村青少年」を「青年農業者等」に改める。  
第二条第二号及び第四条第一項中「農業後継者育成資金」を「青年農業者等育成確保資金」に改める。

第七条第三項中「別表第一第八号」を「別表第一第十号」に改める。

第十四条中「農業後継者育成資金」を「青年農業者等育成確保資金」に改める。

別表第一第二号中「導入するのに必要な施設の」を「導入するのに必要な施設、機械又は資材の購入又は」に、





五 水田農業生産性向上等資金  
 知事が定める基準に基づき、水田において行う農業の生産行程の規模を拡大し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う場合又はその組織する団体において決定された取決めに従い水田における稲及び稲以外の作物の組合せ及び栽培管理方法の改善を行う場合その他水田において栽培する作物を稲(飼料の用に供するものを除く。以下同じ。)以外のものに転換することによりその農業の生産行程の総合的な改善を行う場合に必要資金

イ その農業の生産行程の主要な部分についての相互に密接な関連を有する一連の能率的な技術を導入するために必要な施設又は機械の購入又は設置に要する資金

(イ) 水田における稲に係るもの(その農業の生産行程の規模を拡大し、かつ、総合的な改善を行う場合に係るものに限る。) (ロ) 水田における飼料作物に係るもの (ハ) 水田に設置する保温施設において栽培される作物に係るもの (ニ) 水田における果樹(保温施設において栽培されるものを除く。)に係るもの	(1) その農業の生産行程の規模を拡大し、かつ、総合的な改善を行う場合に係るもの (2) (1)以外の場合に係るもの	作付面積十アールにつき十五万千円	七年以内 (施設に係るものにあつては十年以内)	一年以内 (施設に係るものにあつては三年以内)
		作付面積十アールにつき十三万四千円	七年以内	一年以内
(イ) 水田に設置する保温施設において栽培される作物に係るもの (ニ) 水田における果樹(保温施設において栽培されるものを除く。)に係るもの	(1) その農業の生産行程の規模を拡大し、かつ、総合的な改善を行う場合に係るもの (2) (1)以外の場合に係るもの	作付面積十アールにつき四百四十二万千円	七年以内 (施設に係るものにあつては十年以内)	一年以内 (施設に係るものにあつては三年以内)
		作付面積十アールにつき百四十二万千円	七年以内	一年以内
(ホ) 水田におけるその他の作物に係るもの	(1) その農業の生産行程の規模を拡大し、	作付面積十アールに	七年以内 (施設に係るもの)	一年以内 (施設に係るもの)

<p>ハ 委託を受けてイの技術により水田における稲以外の作物に係る農作業を行うのに必要な資金</p>					
<p>ロ イの技術を導入するために必要な排水改良、土壌改良その他作付け条件の整備を行うのに必要な資金</p>					
	(2) (1)以外の場合に係るもの		(1) その農業の生産行程の規模を拡大し、かつ、総合的な改善を行う場合に係るもの		(2) 畑地における作物に係るもの
	の	の	の	の	
作付面積十アールにつき五万三千円	貸付けの都度決定する額	貸付けの都度決定する額	貸付けの都度決定する額	作付面積十アールにつき十六万六千円	作付面積十アールにつき十万七千円
七年以上	七年以上	七年以上	七年以上	七年以上	七年以上
一年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内
			十年以内		
			三年以内		
				あつては十年以内)	あつては三年以内)

別表第一第七号を削り、同表第六号中「十四万四千元」を「十七万二千元」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号の次に次のように加える。

ニ 稲以外の作物を導入する場合においてイの技術の導入と併せて農産物の合理的な加工方式を導入するために必要な施設又は機械の購入又は設置に要する資金				
(イ) 特殊な加工方式に係るもの	(ロ) (イ)以外の加工方式(特殊なものを除く。)に係るもの		(ハ) 農産物を漬物にする加工方式その他の加工度の低い加工方式で知事が定める基準に適合するものに係るもの	
	(2) (1)以外の場合に係るもの	(1) 日加工量百キログラム以下の場合に係るもの	(2) (1)以外の場合に係るもの	(1) 一日当たりの原料農産物の加工量(以下「日加工量」という。)百キログラム以下の場合に係るもの
貸付けの都度決定する額	日加工量十キログラムにつき百二十万円	日加工量十キログラムにつき五十万円	日加工量十キログラムにつき六十万円	日加工量十キログラムにつき五十万円
七年以内	七年以内	七年以内	七年以内	七年以内
一年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内

六 有機農業導入資金 知事が定める基準に基づき、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金

作付面積十アールにつき十三万九千円	七年以上	三年以上
-------------------	------	------

別表第一第九号中「五十万六千円」を「六十六万円」に改め、同表第十号中

ロ 乳牛の飼養管理方法の改善を図るために必要な施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金

搾乳の用に供されている乳牛三十頭につき九百十八万千円	十年以内	三年以上
----------------------------	------	------

ロ 乳牛の飼養管理方法の改善を図るために必要な資金

(イ) 施設、機械又は資材の購入又は設置に要する資金	(ロ) 搾乳の用に供されている乳牛三十頭につき九百十八万千円	十年以内	三年以上
(ハ) 乳牛の育成に要する資金	搾乳の用に供する目的で飼養される乳牛一頭につき二十五万五千円	七年以上	三年以上
(ニ) 乳牛の購入に要する資金	搾乳の用に供する目的で飼養される乳牛一頭につき五十万円	七年以上	三年以上

を

に、「二十九万九千四百円」を

「十五万千円」に、「二十七万二千三百円」を「二十四万三千四百円」に、「二十万七千円」を「十八万八千円」に改め、同表第十一号中「農業の技術」の下に「(新規の作物を導入する場合にあつては、当該技術と併せて導入される農産物の合理的な加工方式を含む。)」を加える。  
別表第二を次のように改める。

別表第二(第三条、第四条関係)

経営規模拡大資金の種類		貸付金の限度額		償還期間	据置期間	
<p>知事が定める基準に基づき、農業経営の規模を拡大するため、農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)第二条第一項に規定する農用地について耕作を目的とし、又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧を目的とする賃借権を取得する場合に必要な資金</p>		<p>イ その賃借権の存続期間の全部又は一部の期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金</p>		<p>その賃借権の取得に係る農用地十アール一年分につき当該農用地に係る賃借権契約で定められている小作料の額(当該賃借権が農用地利用増進法第七条の規定による公告があつた農用地利用増進計画の定めるところによつて取得される場合にあつては、当該農用地に係る同法第六条第二項第四号に規定する借賃の額)十アール一年分に相当する額</p>	<p>十年以内</p>	<p>—</p>
<p>ロ その賃借権の取得による農業経営の規模の拡大に伴い新たに必要となる農作業を行うのに必要な資金</p>		<p>(イ) いも類又は豆類に係るもの</p>	<p>作付面積十アールにつき二万三千円</p>	<p>三年以内</p>	<p>—</p>	
<p>(ハ) その他 の作物に係るもの</p>	<p>(ロ) 茶に係るもの</p>	<p>作付面積十アールにつき二万九千円</p>	<p>作付面積十アールにつき四万四千円</p>			

別表第三第二号中

(一) 共同給水施設資金 共同給水施設の設置に要する資金	三百万円	七年以内	一年以内
(二) 共同排水施設資金 共同排水施設の設置に要する資金	三百万円	七年以内	一年以内
(三) 共同し尿浄化施設資金 共同し尿浄化施設の設置に要する資金	百五十万円	七年以内	一年以内
(四) 多目的生活共同施設資金 集团的に存在する住宅に居住する者の共同の生活施設であつて、多目的な用途に供されるものの設置に要する資金	四百万円	七年以内	一年以内
(五) 共同健康管理施設資金 共同健康管理施設の設置に要する資金	百五十万円	七年以内	一年以内
(六) 共同生活廃棄物処理施設資金 共同生活廃棄物処理施設の設置に要する資金	百万円	七年以内	一年以内
(七) 共同安全施設資金 共同の生活施設であつて、農家の安全な生活環境を確保するために必要なものの設置に要する資金	百万円	七年以内	一年以内
(八) 共同運動施設資金 共同運動施設の設置に要する資金	三百万円	七年以内	一年以内
(九) 農家生活環境改善施設資金 知事が定める基準に基づき、一定の区域内に居住する農業者が集团的に設置する排水施設であつて、共同排水施設に接続するものの設置に要する資金	四十万円	五年以内	—
(十) 大豆等農産物共同加工施設資金 大豆等自家生産物の加工に必要な共同施設の設置に要する資金	五百万円	七年以内	一年以内

を

(一) 共同排水施設資金 共同排水施設の設置に要する資金	五百万円	七年以内	一年以内
(二) 共同し尿浄化施設資金 共同し尿浄化施設の設置に要する資金	百五十万円	七年以内	一年以内
(三) 多目的生活共同施設資金 集団的に存在する住宅に居住する者の共同の生活施設であつて、多目的な用途に供されるものの設置に要する資金	九百万円	七年以内	一年以内
(四) 共同健康管理施設資金 共同健康管理施設の設置に要する資金	百五十万円	七年以内	一年以内
(五) 共同安全施設資金 共同の生活施設であつて、農家の安全な生活環境を確保するために必要なものの設置に要する資金	百万円	七年以内	一年以内
(六) 共同運動施設資金 共同運動施設の設置に要する資金	三百万円	七年以内	一年以内
(七) 農家環境共同美化施設資金 農家環境共同美化施設の設置に要する資金	四百万円	七年以内	一年以内
(八) 農家生活環境改善施設資金 知事が定める基準に基づき、一定の区域内に居住する農業者が集団的に設置する排水施設であつて、共同排水施設に接続するものの設置に要する資金	四十万円	五年以内	ー
(九) 大豆等農産物共同加工施設資金 大豆等自家生産物の加工に必要な共同施設の設置に要する資金	五百万円	七年以内	一年以内

に改める。

別表第四中「農業後継者育成資金」を「青年農業者等育成確保資金」に改め、同表第一号中「農業後継者たる農村青少年」を「青年農業者」に改め、同表第二号及び第三号を次のように改める。

二 研修教育資金 青年農業者その他農業を担うべき者が能率的な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修で知事が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金

三 経営開始資金 知事が定める基準に基づき、青年農業者が農業経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金	イ 研修期間一年以上二年未満の国内研修を受けるのに必要な資金	五十万円	三年以内	一年以内
	ロ 研修期間一年以上の国内研修を受けるのに必要な資金	七十万円	五年以内	二年以内
	ハ 研修期間一年以上二年未満の海外研修を受けるのに必要な資金	百万円	五年以内	一年以内
	ニ 研修期間一年以上の海外研修を受けるのに必要な資金	百五十万円	五年以内	二年以内
	ホ 研修期間一月以上一年未満の研修を受けるのに必要な資金	五十万円	三年以内	—
	ヘ 研修期間一年以上二年未満の国内及び海外研修を受けるのに必要な資金	百五十万円	五年以内	二年以内
	ト 研修期間一年以上の国内研修及び研修期間一年以上二年未満の海外研修を受けるのに必要な資金	百七十万円	五年以内	三年以内
	チ 研修期間一年以上二年未満の国内研修及び研修期間二年以上の海外研修を受けるのに必要な資金	二百万円	五年以内	三年以内
		千二百万円	十年以内	三年以内

様式第三号から様式第五号までの規定中

農業改良普及所長、  
 産業指導所長又は農  
 業委員会の意見

を

農業改良普及所長又  
 は農業委員会の意見

を定める。

様式第六号を次のように改める。



様式第6号(第14条関係)

(一般農業改良資金用)

農業改良資金事業完了報告書

職 氏 名 殿

貸付対象事業を完了したので、鳥取県農業改良資金貸付規則第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

報告者 住 所  
氏 名

㊤

(団体にあつては、名称及び  
代表者の氏名)

記

1 借受状況

貸 付 決 定	年 月 日	年 月 日	借 受		
	番 号	第 号	年 月 日	年 月 日	
資 金 の	資 金		借 受 金 額	千 円	
	種 類		事 業 量	事 業 費	
種 類 等	種 目			千 円	
	細 目				

(注) 「事業量」及び「事業費」は、貸付決定に係る内容を記入すること。

2 変更状況

事業内容 の 変 更	承 認 年 月 日	変 更 の 内 容
	年 月 日	
事業未完 了の報告	報 告 年 月 日	年 月 日
	完 了 見 込 年 月 日	年 月 日

3 事業実施状況

事業期間	年 月 日から				年 月 日まで			
事業場所								
施設、機械、資材等	事業計画			事業実績				計画と実績の相違点とその理由
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	番号	
		円	円			円	円	
合計								

(注) 1 「事業計画」欄は、貸付決定に係る貸付対象事業の内容（その変更の承認を受けた場合にあつては、当該変更後のもの）について記入すること。

2 「事業実績」の番号欄は、添付した証ひょう書類の写しとの対照番号を記入すること。

4 資金調達実績

	農業改良資金	自己資金	その他の資金		合計
			金額	調達先	
計画	円	円	円		円
実績					

(注) 「その他の資金」欄は、農業改良資金以外の借入金、補助金等について記入すること。

下欄は記入しないこと。

農業協同組合の 確認	実績貸付限度 ⑦	実績貸付限度超過額 (貸付限度額-⑦) ④	④の処理経過		
			措置内容 (繰上償還等)	措置年月日	措置金額
	千円	千円		年 月 日	千円
	上記のとおり相違ないことを確認しました。				
	年 月 日				
	所属農協 確認責任者 職 氏 名				
	㊟				

(畜産振興資金のうち乳牛又は肉用牛の購入又は育成に係る資金用)

農業改良資金事業完了報告書

職 氏 名 殿

貸付対象事業を完了したので、鳥取県農業改良資金貸付規則第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

住 所

報告者

氏 名

Ⓜ

(団体にあつては、名称及び  
代表者の氏名)

記

1 借受状況

資 金 種 類		資 金 種 目			
貸付決定年月日	貸付決定番号	借受年月日	借受金額	事業量	事業費
年 月 日	年度第 号	年 月 日	千円		千円
計					

(注) 「事業量」及び「事業費」は、貸付決定に係る内容を記入すること。



(3) 肉用牛の購入

着手年月日		年 月 日			完了年月日		年 月 日			計画と実績の相違点とその理由
牛(群)番号	事業計画			事業実績				番号		
	購入年月日	頭数	単 価 金 額	購入年月日	頭数	単 価 支払金額	番号			
		頭	円	円		頭	円	円		

- (注) 1 「事業計画」欄は、貸付決定に係る貸付対象事業の内容について記入すること。ただし、変更承認を受けた場合にあつては、申請時の概要を上段に、その最終概要を下段に( )書きで記入すること。
- 2 「事業実績」の番号欄は、添付した証ひよう書類の写しとの対照番号を記入すること。
- 3 2以上の種類、品種又は性の牛を対象とする場合は、牛(群)番号の欄にその種類、品種又は性を記入し、それぞれの区分ごとに記入すること。
- 4 資金の貸付けの対象となる牛であることを証する書面(子牛登記証明書、購入証(品種、生年月日、体重等が記載されているもの)等)の写しを添付すること。
- 5 肥育方式の改善を行うための肥育牛の購入費のみを借り受けた農業者等は、事業(購入)完了後、この表に所要事項を記入して報告するとともに、当該肉用牛の育成が完了した後は、(4)の「肉用牛の育成」の表(単価、金額等の資金の貸付けに係る欄を除く。)にも所要事項を記入して報告すること。
- 6 一貫生産方式の導入を行うための肥育牛を団体外から購入した場合は、事業計画及び事業実績の「頭数」欄にその頭数を( )内書きで記入すること。

(4) 肉用牛の育成

牛(群)番号	事業計画					事業実績					計画と実績の相違点とその理由					
	育成期間		月 齢		頭数	単価	金額	育成期間		月 齢		頭数	単価	支 払 金 額	番 号	
	着手年月日	完了年月日	着手月齢	完了月齢				着手年月日	完了年月日	着手月齢						完了月齢
	朝	朝	月	月	月	円	円	朝	朝	月	月	月	円	円		

- (注) 1 「事業計画」欄は、貸付決定に係る貸付対象事業の内容について記入すること。ただし、変更承認を受けた場合にあつては、申請時の概要を上段に、その最終概要を下段に( )書きで記入すること。
- 2 「事業実績」の番号欄は、添付した証ひよう書類の写しとの対照番号を記入すること。
- 3 2以上の種類、品種又は性の牛を対象とする場合は、牛(群)番号の欄にその種類、品種又は性を記入し、それぞれの区分ごとに記入すること。
- 4 領収証(期別に領収証の写しを提出している場合を除く。)の写し、貸付対象牛の購入証(生年月日が記載されているもの)及び貸付対象牛(対象繁殖雌牛の子牛を含む。)の出荷証の写しを添付すること。
- 5 飼養管理状況書の写しを添付すること。

3 飼養頭数の実績

飼 養 頭 数	計 画		実 績		備 考
	頭 数	うち資金対象	頭 数	うち資金対象	
申 請 時	頭	頭	頭	頭	
年度末					
年度末					
年度末					
年度末					
年度末					
事 業 終 了 時					

4 資金調達実績

	農業改良資金	自己資金	その他の資金		合 計
			金 額	調 達 先	
計 画	円	円	円		円
実 績					

(注) 1 「その他の資金」欄は、農業改良資金以外の借入金、補助金等について記入すること。

2 借受けが共同の場合には、個人別明細表を添付すること。

下欄は記入しないこと。

農 業 協 同 組 合 の 確 認	貸付対象経費の適否				
	乳 牛 の 適 否	月 齢			
		対 象 牛			
		育 成 期 間			
		増 頭			
		飼 養 頭 数			
	繁 殖 雌 牛 の 適 否	月 齢			
		対 象 牛			
		育 成 期 間			
		増 頭			
		飼 養 頭 数			
	肥 育 牛 の 適 否	出 荷 月 齢			
		育 成 期 間			
		対 象 牛			
	記 帳 の 適 否				
飼養管理改善の適否					
実績貸付限度		実績貸付限度超過額	① の 処 理 経 過		
⑦		(貸付限度額-⑦) ①	措置内容 (繰上償還等)	措置年月日	措置金額
千円		千円		年 月 日	千円
上記のとおり相違ないことを確認しました。					
年 月 日					
所属農協					
確認責任者 職 名					
氏 名					
㊟					

様式第八号中

農業改良普及所長又は  
農業指導所長の意見

を

農業改良普及所長の  
意見

に

改める。

様式第九号中

農業改良普及所長、  
農業指導所長又は農  
業委員会の意見

を

農業改良普及所長又  
は農業委員会の意見

に

改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年九月二十九日

鳥取県知事 西 尾 啓 次

鳥取県規則第六十五号

国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則の一部を改正する規則

国営干拓事業に係る負担金の額の算定の基礎となる単価を定める規則（

平成元年九月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「境港市中海干拓地」を「米子市彦名新田」に、「一、二七〇、〇〇〇円」を「一、七〇〇、〇〇〇円」と、「一、二二七、〇〇〇円」

を「一、八一五、〇〇〇円」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。